

故相談センターなどの機関と連携しています。

- 県内の病院の 99.4%が院内に苦情相談の受付窓口を定めており、これらの窓口とも連携を図っています。

### 3 医療安全推進協議会

- 愛知県医療安全支援センターの開設と同時に、「愛知県医療安全推進協議会」を設置しました。県内における適切で安全な医療の提供を目的に、委員は医療関係者を始め弁護士、消費者団体の代表及び有識者から構成され、同センターの運営、医療安全対策に関する検討を行っています。他には名古屋市にも設置されています。
- 医療機関において重大な医療事故が発生した場合に、県への任意の報告を求めています。

### 4 医療安全情報の提供

- 医療法に基づく医療事故収集等による医療安全情報を始め、関係通知を関係団体を通じて医療機関に情報提供しています。

### 5 院内感染対策

- 感染症の専門家のいない中小規模の病院等が、院内感染の防止策の立案や初動対策を講じるにあたって、地域の医療機関や大学の専門家などから助言、技術支援を受けることのできるネットワークを構築することにより、地域全体での院内感染対策の向上を図ることを目的に、平成 20 年 9 月 1 日から院内感染ネットワーク事業を開始しています。

地域の専門家で構成する委員会を定期開催し、ネットワーク委員会の運営や支援について検討を行っています。

また、相談を受け助言したり、支援を行った事例など、院内感染の情報についてまとめた事例集を作成し、県内医療機関に情報提供を行っています。

### 6 薬の効果と安全性の確保

- 平成 22 年 2 月に厚生労働省において専門家からなる「医療上の必要性の高い未承認薬・適応外薬検討会議」を設置し、欧米では使用が認められているが、国内では承認されていない医薬品や適応について、医療上の必要性を評価するとともに、公知申請（有効性・安全性の科学的根拠を十分に示すことができるため、新たに治験を実施することなく承認申請すること）への該当性や承認申請のために追加で実施が必要な試験に関する

携・協力が必要です。

- ほぼすべての病院において相談窓口が設置されていますが、今後は専任職員の配置など充実策をさらに推進していく必要があります。

- 収集された事故報告を安全対策に活用するための情報の分析方法及び提供方法を確立する必要があります。

- 国の動きを踏まえながら、関係団体と情報を共有し、県民への啓発などを検討する必要があります。

企業の見解の妥当性を確認すること等を行っています。

- 平成 19 年 4 月に、厚生労働省、経済産業省及び文部科学省が共同で策定した「革新的医薬品・医療機器創出のための 5 か年戦略」が平成 23 年度で時限を迎え、それを継承・発展させたものとして「医療イノベーション 5 か年戦略」が平成 24 年 6 月に策定されていますが、それにおいても旧戦略に引き続き、治験実施環境の改善や実施に係る関係者の実務上の負担軽減等の課題を解決するための検討をしています。

#### 【今後の方策】

- 医療安全管理チェックリストによる立入検査を行い、医療機関が安全・安心な医療を提供できるよう指導していきます。
- 県と医療機関の連携、有益な医療安全対策の情報を提供するため、医療機関のメーリングリストを構築し、ネットワーク化を図っていきます。
- 相談事例及び事故事例を集積して分析し、参加登録した医療機関のメーリングリストを活用して提供していきます。また、問題点については保健所が行う医療機関への立入検査の際に伝達、指導を行います。
- 専門的な内容に対応するため、関係機関との一層の連携を進めます。
- 医療事故等の不適切な事例について、医療機関における改善状況等の確認と指導を行い、再発防止に努めます。

#### 用語の解説

##### ○ 治験

新しい医薬品、医療機器（以下「医薬品等」という）が疾病の予防や治療に用いられるためには、その有効性及び安全性等に関して、薬事法に基づく科学的な見地からの審査を受けることとなります。

この審査を受けるためには、「医薬品等の候補」について、動物実験等の必要な試験を行ったうえで、人における有効性及び安全性を示すデータを収集する必要があります。

具体的には、健康な人や患者の協力を得て、医療機関で必要な試験等を行い、収集したデータを解析し、審査に必要な資料を作成することとなります。

このように、健康な人や患者の協力を得て、医療機関でデータを収集するための試験等を行うことを「治験」といいます。

## 第6節 血液確保対策

## 【現状と課題】

## 現 状

- 「安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律」において、国・地方公共団体・採血事業者の役割が明記されています。
- 毎年度、国が定める「献血推進計画」に基づき、愛知県献血推進協議会の意見を踏まえて献血目標量及び献血推進のための事業を設定しています。
- 本県の輸血用血液製剤は県内の献血で確保されていますが、少子高齢化が進み、献血者数が減少しています。献血目標量の達成及びより安全な血液製剤の供給を図るため、400mL及び成分献血の推進を図っています。(400mL及び成分献血による血液は、少人数の献血者の血液で輸血を行うことができるため患者さんにとって、副作用などを減らすことができます。)(図10-6-①～10-6-③)

## 課 題

- 高齢化社会の進展に伴い血液製剤需要が増大する一方、少子化と若者の献血離れにより献血者が減少していますが、毎年度、国が定める必要な血液の目標量を確保していく必要があります。

## 【今後の方策】

- 国から毎年度示される県の献血により確保すべき血液の目標量の確保を図っていきます。
- より安全な血液製剤の供給を図るため、400mL及び成分献血の推進を図っていきます。
- 若年層の献血への理解を深めるための普及・啓発を一層推進していきます。

## 用語の解説

- 献血の種類  
採血方法は大きく分けて2種類あり、すべての血液の成分を採血する方法(全血献血)と必要な血液の成分を採血する方法(成分献血)があります。
  - ・全血献血は、1回の献血での採血量で、400ml 献血と 200ml 献血があります。
  - ・成分献血は採血する成分の種類で、血漿成分献血と血小板成分献血があります。
- 輸血用血液製剤の種類  
医療機関で使われる輸血用血液製剤には、大きく分けて「赤血球」「血漿」「血小板」「全血」があります。現在では、血液を各成分に分離し、患者さんが必要とする成分だけを輸血する「成分輸血」が主流となっています。

図 10-6-①

(資料提供：愛知県赤十字血液センター・作成：愛知県)

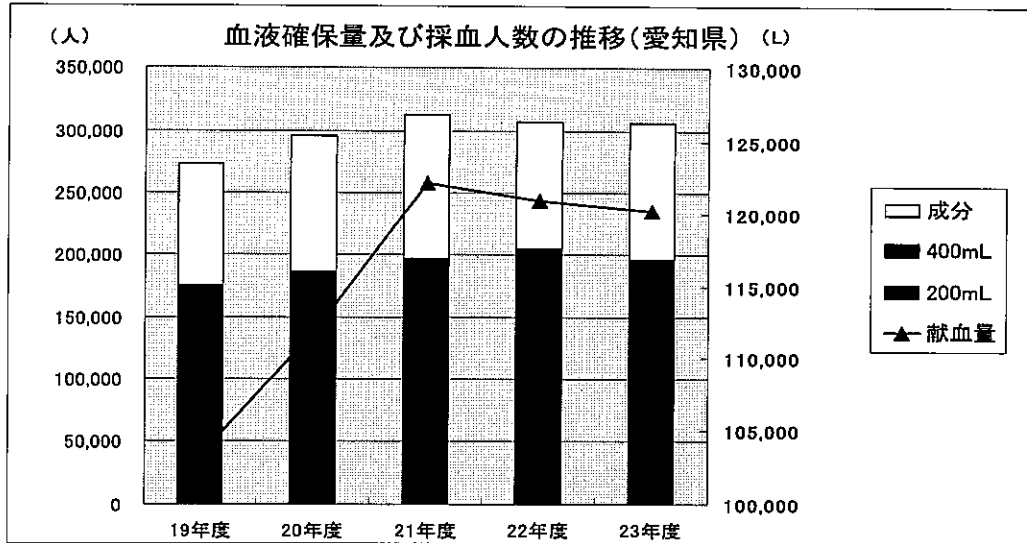


図 10-6-②

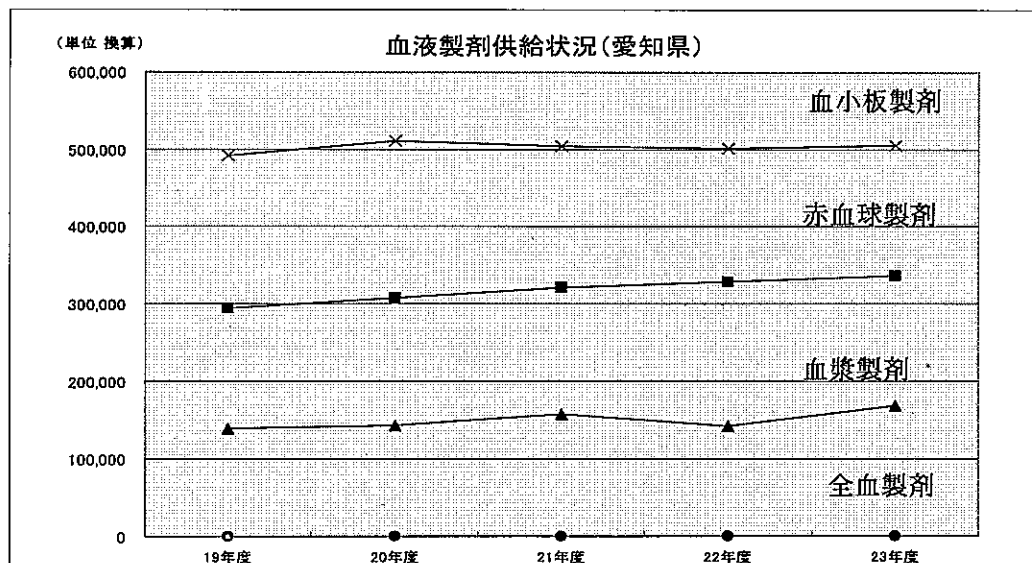
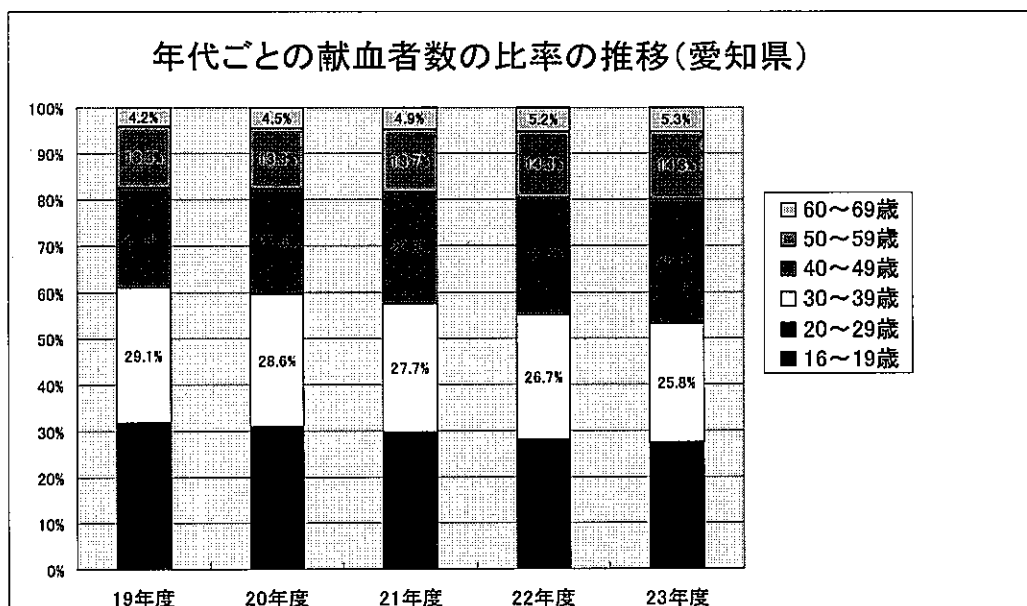


図 10-6-③



## 第7節 健康危機管理対策

## 【現状と課題】

## 現 状

- 1 健康危機管理体制の整備
  - 県健康福祉部に健康危機管理調整会議を設置し、定期的に関催することにより、部内の円滑な調整を図っています。
  - 関係機関と健康危機管理体制の整備、連絡網の作成を行っています。
  - 広域的な連携体制を確保するため、東海北陸ブロック健康危機管理連絡協議会における相互支援に関する協定を平成18年12月に締結しています。
  - 健康危機管理手引書を作成し、関係機関に配備しています。
  - 警察と衛生研究所が、相互に連携して検査を分担実施できる体制を整備しています。
  - 24時間、365日の対応に備え、休日、夜間における連絡体制を整備しています。
- 2 平時の対応
  - 各種規制法令に基づき通常の監視指導を行っています。
  - 広範囲にわたる健康危機の発生が予測される施設に対しては、広域機動班による監視指導を行っています。  
発生が予測される健康危機については、個別の対応マニュアルを整備しています。
  - 保健所職員に対する研修を定期的実施しています。
- 3 有事の対応
  - 被害の状況を把握し、被害を受けた方に対する医療提供体制の確保を図っています。
  - 関係機関との連携のもとに、原因究明体制を確保しています。
  - 健康危機発生状況及び予防措置等について県民へ速やかに広報できる体制を整備しています。
  - 重大な健康被害が発生し、若しくは発生のおそれがある場合は、対策本部を設置します。
- 4 事後の対応
  - 健康診断、健康相談を実施します。
  - 有事の対応状況を評価するための調査研究を実施します。

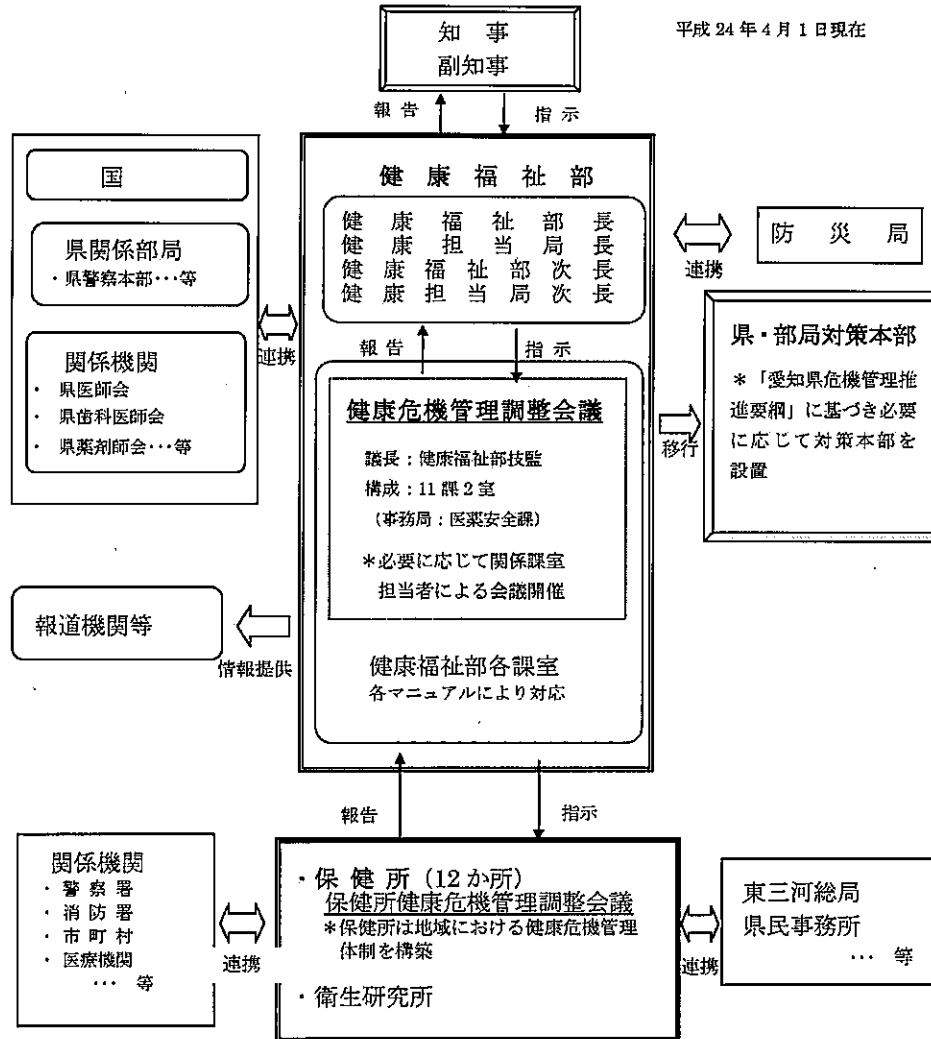
## 課 題

- 健康危機管理体制の整備では、常に組織等の変更に留意し、逐次見直し、有事に機能できる体制の整備が必要です。
- 職員の研修・訓練を実施することにより、手引書の実効性を検討し、見直しを図る必要があります。
- 原因究明に関わる検査機関（保健所、衛生研究所、科学捜査研究所等）との連携の充実を図る必要があります。
- 監視指導体制、連絡体制について、常に実効性のあるものであることを確認する必要があります。
- 情報の一元化に努める必要があります。
- 複数の原因を想定した対応ができる体制づくりが必要です。
- PTSD 対策を始め、被害者等の心の健康を保つため、身近な地域における相談体制を充実させる必要があります。
- 調査研究体制の充実が必要です。

【今後の方策】

- 平時には健康危機管理調整会議を定期に開催し、健康福祉部各課室が情報を共有するとともに、有事の際には、速やかに開催し、県として適切な対応を決定します。
- 保健所や衛生研究所の機能強化を図るため、職員の研修や訓練を実施するなど、人材育成に努めます。
- 保健所の広域機動班の機能を強化し、平時における監視指導を更に充実させます。

健康福祉部健康危機管理体制図



【体制図の解説】

- 平時には、健康福祉部内各課室において健康危機に関する情報収集を行い、健康危機管理調整会議を定期的に開催して、情報の共有を図っています。また、必要な情報が速やかに知事まで報告される体制を整備しています。
- 県の防災局を始めとする関係部局、国及び警察本部及び関係機関との連絡網により情報収集及び情報提供を行うなど連携を図っています。
- 有事の際には、健康危機管理調整会議を速やかに開催し、適切な対応を図ります。また、愛知県危機管理推進要綱に基づく対策本部設置の必要性について検討し、必要に応じて対策本部及び現地対策本部を設置します。

地域においても保健所を中心として、警察署、消防署、市町村等と密接な連携を保ち、情報収集に努めており、有事の際には、速やかに健康福祉部の各担当課室へ状況報告が行われ、適切な対応を行うための体制を整えています。

# 医療計画に記載する病院の略称について

## 1 公的病院、大学病院等

医療圏	正式名称	略称
名古屋	愛知県立城山病院	県立城山病院
	愛知県がんセンター中央病院	県がんセンター中央病院
	名古屋市立東部医療センター	市立東部医療センター
	国家公務員共済組合連合会東海病院	国共済東海病院
	愛知学院大学歯学部附属病院	愛知学院大附属病院
	名古屋市立西部医療センター	市立西部医療センター
	愛知県済生会リハビリテーション病院	県済生会リハビリ病院
	愛知県青い鳥医療福祉センター	県青い鳥医療福祉センター
	名古屋市立西部医療センター城西病院	市立城西病院
	名古屋第一赤十字病院	第一赤十字病院
	独立行政法人国立病院機構名古屋医療センター	(国)名古屋医療センター
	国家公務員共済組合連合会名城病院	国共済名城病院
	名古屋大学医学部附属病院	名大附属病院
	名古屋第二赤十字病院	第二赤十字病院
	名古屋市立大学病院	名市大病院
	名古屋市総合リハビリテーションセンター附属病院	市立総合リハビリセンター
	名古屋掖済会病院	掖済会病院
	独立行政法人労働者健康福祉機構中部労災病院	中部労災病院
	社会保険中京病院	社会保険中京病院
	独立行政法人国立病院機構東尾張病院	(国)東尾張病院
名古屋市立東部医療センター守山市民病院	守山市民病院	
名古屋市立緑市民病院	緑市民病院	
独立行政法人国立病院機構東名古屋病院	(国)東名古屋病院	
名古屋市厚生院	市厚生院	
海部	津島市民病院	津島市民病院
	愛知県厚生農業協同組合連合会海南病院	厚生連海南病院
	あま市民病院	あま市民病院
尾張中部		
尾張東部	公立陶生病院	公立陶生病院
	独立行政法人労働者健康福祉機構旭労災病院	旭労災病院
	藤田保健衛生大学病院	藤田保健衛生大病院
	愛知医科大学病院	愛知医大病院
尾張西部	一宮市立市民病院	一宮市民病院
	一宮市立木曾川市民病院	木曾川市民病院
	稲沢市民病院	稲沢市民病院
	愛知県厚生農業協同組合連合会尾西病院	厚生連尾西病院

医 療 圏	正 式 名 称	略 称
尾 張 北 部	愛知県心身障害者コロニー中央病院 春日井市民病院 小牧市民病院 愛知県厚生農業協同組合連合会江南厚生病院	県コロニー中央病院 春日井市民病院 小牧市民病院 厚生連江南厚生病院
知 多 半 島	半田市立半田病院 愛知県厚生農業協同組合連合会知多厚生病院 常滑市民病院 東海市民病院 独立行政法人国立長寿医療研究センター あいち小児保健医療総合センター 知多市民病院	市立半田病院 厚生連知多厚生病院 常滑市民病院 東海市民病院 国立長寿医療研究センター 県あいち小児医療センター 知多市民病院
西 三 河 北 部	愛知県厚生農業協同組合連合会豊田厚生病院 愛知県厚生農業協同組合連合会足助病院 みよし市民病院	厚生連豊田厚生病院 厚生連足助病院 みよし市民病院
西 三 河 南 部 東	愛知県がんセンター愛知病院 岡崎市民病院 愛知県立心身障害児療育センター第二青い鳥学園	県がんセンター愛知病院 岡崎市民病院 県立第二青い鳥学園
西 三 河 南 部 西	碧南市民病院 愛知県厚生農業協同組合連合会安城更生病院 西尾市民病院	碧南市民病院 厚生連安城更生病院 西尾市民病院
東 三 河 北 部	新城市民病院 東栄町国民健康保険東栄病院	新城市民病院 東栄病院
東 三 河 南 部	独立行政法人国立病院機構豊橋医療センター 豊橋市民病院 豊川市民病院 蒲郡市民病院 愛知県厚生農業協同組合連合会渥美病院	(国)豊橋医療センター 豊橋市民病院 豊川市民病院 蒲郡市民病院 厚生連渥美病院

## 2 民間病院

「医療法人」の表記を省く。

例

医療法人〇〇会××病院→××病院

医療法人△△病院→△△病院